

色がついている方が
新しい料金です！

改定される手数料一覧

手数料の種類	旧・手数料 (平成27年3月31日まで)	新・手数料 (平成27年4月1日から)
身分に関する証明手数料	200円	300円
住民基本台帳の閲覧手数料	200円	300円
住民票及び戸籍附票の写しに係る交付手数料(※)	200円	300円(自動交付機による交付にあっては、200円)
広域交付の住民票の写しの交付手数料	200円	300円
住民票に基づく記載事項の証明手数料	200円	300円
印鑑登録証交付手数料	300円	400円
印鑑に関する証明手数料(※)	200円	300円(自動交付機による交付にあっては、200円)
認可地縁団体の印鑑登録に関する証明手数料	200円	300円
納税に関する証明手数料(市税・国民健康保険税)	200円	300円
土地、建物に関する証明手数料	200円	300円
資産に関する証明手数料(※)	200円	300円(自動交付機による交付にあっては、200円)
所得に関する証明手数料(※)	200円	300円(自動交付機による交付にあっては、200円)
その他市税に関する証明手数料	200円	300円
保険料に関する証明手数料(介護保険料・後期高齢者医療保険料)	200円	300円
営業に関する証明手数料	200円	300円
公簿、公文書、図面等の謄抄本の交付に係る手数料	200円	300円
公簿、公文書、図面等の閲覧手数料	200円	300円
その他 道路管理者の証明、道路幅員の証明、仮換地証明、 都市計画に関する証明 、療養費等支払証明、国民健康保険資格(取得・喪失)証明、主治医意見書の内容を確認した書類(証明)、現況証明、非農地証明、自由漁業操業証明、自動車保管場所承諾証明	200円	300円
道路位置指定申請手数料、位置して移動路等の変更又は廃止申請手数料及び各種証明手数料のうち 確認済証明 検査済証明 道路位置指定済証明 その他	200円	300円
火災り災証明		300円
救急搬送証明		300円
許可証等の再交付		300円
(手数料を納付すべきもの) 市内の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの又は市の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの	新設	甲種防火管理新規講習
		1,500円
		甲種防火管理再講習
		1,000円
	乙種防火管理講習	1,000円
(手数料を納付すべきもの) 市内の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	新設	甲種防火管理新規講習
		2,000円
		甲種防火管理再講習
	1,500円	
	乙種防火管理講習	1,500円

※住民票及び戸籍附票の写しに係る交付手数料、印鑑に関する証明手数料、資産に関する証明手数料、所得に関する証明手数料は、自動交付機を利用した場合、従来どおりの200円となります。自動交付機を利用するには、市民カード(市民票にて無料作成できます)が必要です。

使用料・手数料の見直しに関するお問い合わせ先：企画部 財政課 098-893-4411(代)内線412～414
各使用料・手数料の料金についてのお問い合わせ先：各担当窓口へ [豊野湾市ホームページをご覧ください](#)

使用料・手数料の改定について

平成27年4月1日から使用料・手数料を改定いたします。

本市では、昭和58年の各種証明手数料の改正、平成15年の各施設使用料の改正以来、全庁的な使用料・手数料の見直しは行われておりませんでした。しかし、消費税率の引上げや各施設の老朽化等に伴って行政運営上のコストが増加している中、使用料・手数料の料金設定にあたっては、利用する方と利用しない方がいることを踏まえ、受益と負担の公平性を確保することが必要です。平成23年に策定された「第五次豊野湾市行財政改革大綱」及び「第五次豊野湾市行財政改革実施計画」においても、「使用料・手数料の適正化」が実施項目として掲げられており、使用料・手数料の見直しは以前からの課題でありました。

このことを受け、この度本市の各使用料・手数料の全庁的なコスト調査を実施し、慎重に検討を重ね、昨年の市議会12月定例会において議決を得て、新たな料金を設定いたしました。

新たな使用料・手数料の料金は、平成27年4月1日から施行されます。

市民・利用者の皆様におかれましては、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

各料金の詳細については、豊野湾市ホームページまたはそれぞれの窓口にてお問い合わせください。

※平成27年3月31日までに申請を受理した場合の手数料、使用許可を受けている場合の使用料については、改正前の料金となります。

改定される使用料の一部例(豊野湾市民会館の料金の場合)

種別	区分	使用料【左：旧使用料(平成27年3月31日まで)、右：新使用料(平成27年4月1日から)】												
		午前		午後		夜間		昼間		昼夜間		全日		
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時							
大ホール(楽屋等の付帯施設を含む。)	入場料を徴収しない場合	平日	12,400	14,880	24,800	29,760	30,000	36,000	35,200	42,240	52,100	62,520	60,500	72,600
		土・日曜 祝祭日	16,100	19,320	32,000	38,400	38,700	46,440	45,400	54,480	67,200	80,640	77,900	93,480
		平日	16,100	19,320	32,000	38,400	38,700	46,440	45,400	54,480	67,200	80,640	77,900	93,480
		土・日曜 祝祭日	20,800	24,960	41,900	50,280	50,100	60,120	59,500	71,400	87,300	104,760	101,200	121,440
	300円未満 (入場料を徴収する場合(会費制を含む。))	平日	18,600	22,320	37,200	44,640	44,900	53,880	53,300	63,960	77,900	93,480	90,300	108,360
		土・日曜 祝祭日	23,800	28,560	48,100	57,720	57,800	69,360	68,200	81,840	100,700	120,840	116,600	139,920
		平日	24,800	29,760	49,600	59,520	60,000	72,000	70,700	84,840	103,700	124,440	120,800	144,960
		土・日曜 祝祭日	32,000	38,400	64,000	76,800	77,400	92,880	91,500	109,800	134,200	161,040	156,000	187,200
	会議室	洋室(附帯備品含む。)	500	600	800	960	1,200	1,440	1,200	1,440	1,700	2,040	2,200	2,640
		和室(附帯備品含む。)	300	360	600	720	1,000	1,200	1,000	1,200	1,500	1,800	2,000	2,400
	種別	単位	旧使用料 (平成27年3月31日まで)				新使用料 (平成27年4月1日から)							
	舞台道具	1回1点につき	2,800円以内で市長が定める額				3,020円以内で市長が定める額							
音響器具	1回1点につき	2,800円以内で市長が定める額				3,020円以内で市長が定める額								
照明器具	1回1点につき	1,300円以内で市長が定める額				1,400円以内で市長が定める額								
映写機	1回1点につき	4,200円以内で市長が定める額				4,530円以内で市長が定める額								
ピアノ	1回1点につき	7,900円以内で市長が定める額				8,530円以内で市長が定める額								
冷房	大ホール	1時間につき 7,000円				7,560円								
	会議室	1時間につき 200円				210円								

※付属設備使用料(舞台道具・音響器具・照明器具・映写機・ピアノ)については上限金額です。詳細については、市民会館にお問い合わせ下さい。